



The Standard for service and security

### 組合員の皆様

2017年2月16日

## 2017/18 保険年度の保険更改について

更改事項について最新情報をお知らせします。

1 P&I、オフショア、ディフェンス各クラスのルール改定

**2016** 年 12 月 9 日付回覧でお知らせした改定案が、**2017** 年 1 月 31 日開催のメンバー会議で承認されました。

## 2 2017/18 保険年度のてん補限度額

てん補限度額案は以下のとおり、現保険年度と同じです。

### 船主を加入者とする保険

- 油濁に関するクレームは、通常の国際グループ責任文言に従い、てん補限度額を 1事故あたり10億ドルに据え置きます。
- 船客および船員に関するクレームは、総限度額に関する文言に従い、1 事故あたり総額 30 億ドルをてん補限度額とし、うち船客に関するクレームは 20 億ドルを限度とします。
- その他のすべてのクレームは、オーバースピル・クレーム・ルールの規定を限度 とします。

## 傭船者を加入者とする保険

傭船者を加入者とする保険のてん補、共同加入等(joint entrants / co-assureds)の傭船者のてん補、コンソーシアム契約に関するてん補は、別途加入証明書に記載がない限り、3 億 5000 万ドルを P&I リスクのてん補限度額とします。

.. /...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited.** Registered in England No. 2561548 Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12–13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



# **CIRCULAR**



2

傭船者の P&I カバーは、プールとは別の再保険契約に従って提供されます。この再保険は、合意により、10億ドルまでの総合単一上限(P&I と船体損害)でリスクを引受けることが出来ます。

傭船者のカバーは、クラブ管理者の同意と追加保険料によって、貨物所有者としての傭船者の責任 に対するてん補を含めることが出来ます。

#### 追加のカバー

追加のカバー (fixed premium P&I / Hull and P&I war risks / offshore and specialist risks / contractual covers / K&R / professional liability / traders など) の限度額は、具体的な合意及びプール対象外の再保険プログラム (現行 10 億ドル以下) または他の特定の再保険によります。これらに該当する組合員は、その加入証明書に記載がされています。

### 3 戦争危険

標準的担保の場合の戦争・テロ危険特別担保は、これまで通り、5億ドルを限度額として提供します。追加担保を設定する場合の戦争・テロ危険特別担保は、引き続き、当クラブが個別に同意し加入証明書に記載された金額と1億ドルのいずれか低い方を限度額とします。船主の生化学兵器等リスクの担保は、引き続き3,000万ドルを限度額とします。

## 4 米国のテロ危険

理事会は、2015 年米国テロリズム危険保険再承認法(US Terrorism Risk Insurance Program Reauthorization Act 2015)に定義されるテロ行為に対する担保を次保険年度も提供することを決議しました。同法が適用される当クラブ加入船舶はごく少数ですが、適用資格を有する船舶は、1加入 G/T 当たり 0.25 セントがかかるテロ行為のリスクに対する保険料とみなされ、全体の保険料の中に含まれます。同法の規定に基づき、米国政府は、対象となるテロ行為による損失に対するてん補額のうち、当該保険担保を提供する保険会社によって支払われる法定免責額(保険会社の保険金支払責任限度額)を超える額の一定割合を支払います。

改正後の同法は、政府補償に関するトリガー条項(政府補償プログラムの発動条件)も定めています。すなわち、同法適用対象と認められたテロ行為により生じる保険業界全体の損失額が、一定額、つまりトリガー金額(現行 1 億 4,000 万ドル)を超えない限り、保険会社は政府補償を受けることができません。さらに、任意のプログラム年度における保険業界全体の損失額が 1,000億ドルを超える場合、米国政府は、超過分については一切補償金を支払わず、保険会社も法定免責額まで支払った後は、1,000億ドルを超える部分について支払責任を負わないものとします。

# **CIRCULAR**



3

#### 5 ブルーカード

当クラブは、CLC 条約(油濁民事責任条約)、バンカー条約、海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約、船客に対する賠償責任に関する EU 規則に係るブルーカードを次保険年度の加入船舶に発行します。組合員が、当クラブまたは国際グループに所属している別のクラブとの契約更改を約する書面を当クラブに提出した場合は、更改条件の合意前でもブルーカードを発行します。

#### 6 MLC 証書

当クラブは、MLC 第 2.5 規則、第 A2.5.2 基準および第 B2.5 指針に基づく船員の未払い賃金、送還費用および付帯費用ならびに MLC 第 4.2 規則、第 A4.2 基準および第 B4.2 指針に基づく船員の死亡または長期の後遺障害に対する補償に関して、MLC 証書を提供します。当クラブは、MLC 申請書に必要事項が記入され次第、MLC 特別条項に規定される基準に基づき MLC 証書を提供することができます。特別条項では、MLC 証書に明記された MLC の規則および基準の範囲内となる、船員が提起するクレームに対してクラブが支払いを行うことが規定されています。また特別条項には、そのような支払いが標準的なカバーの範囲外である場合には、組合員はクラブに弁済する義務を負うことが定められています。P&I 保険から船員に関する危険が除外されている場合は、船員に関する危険に対する P&I カバーを船主に提供している保険会社から MLC 証書が提供されます。ただし、当クラブは、一定の状況下でクラブ承認の補償状を受領して、MLC 証書を発行することがあります。

## 7 保険料および解除保険料

2017 年 1 月 31 日に開催されたクラブ理事会で、当クラブの財務状況を審査しました。P&I、ディフェンス、ロンドンの各クラスについて、勘定未閉鎖保険年度の追加保険料が必要になることはないと見込んでいます。

P&I とディフェンス両クラスの解除保険料については、2014/15 保険年度は年間保険料の 2%、2015/16 保険年度は同 3%、2016/17 保険年度は同 7%で確定しました。2014/2015 保険年度は 2017年5月に閉鎖される予定です。

ロンドンクラスの解除保険料については、2014/15 保険年度は予定保険料の 0%、2015/16 保険年度は同 0%、2016/17 保険年度も同 0%で確定しました。

#### 8 未払いの保険料

保険更改は、2017 年 2 月 20 日時点で当クラブへの未払いがないことを条件としています。未払いがある場合、2017 年 2 月 20 日から当該未払いが支払われるまでの間、てん補は更なる通知なく停止します。組合員がブローカーを指名する場合、ブローカーはあくまでも組合員の代理人であることに留意してください。ブローカーに保険料を支払っても、クラブに支払ったことにはならず、保険料が当クラブに確実に支払われるようにする責任は組合員にあります。

.. /...



4

全ての被保険者は、全てのクラブ・ルール(追加保険料、解除保険料、オーバースピル保険料、法と裁判管轄に関するルールを含むが、これらに限定されない)に拘束されることを受入れること、またルール第 18、19、21 の各条により理事会が課す追加、解除、オーバースピル保険料の支払い責任を受入れることを確認したと見なされます。これらの具体的な義務及びルール規定への言及は、全てのクラブ・ルールに拘束されるという全ての被保険者の同意を、何ら制限するものではありません。

以上

Jeremy Grose Chief Executive

Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835 E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)